

平成22年第9回(12月)川南町議会定例会会議録(最終日)

平成22年12月15日(水曜日)

本日の会議に付した事件

平成22年12月15日 午前9時00分開会

- | | | |
|---------|--------|---|
| 日程第 1 | 議案第62号 | 第5次川南町長期総合計画基本構想について |
| 日程第 2 | 議案第63号 | 平成22年度川南町一般会計補正予算(第7号) |
| 日程第 3 | 議案第64号 | 平成22年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第 4 | 議案第65号 | 平成22年度川南町介護保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第 5 | 議案第66号 | 平成22年度川南町水道事業会計補正予算(第2号) |
| 日程第 6 | 議案第67号 | 西都児湯広域市町村圏協議会の廃止について |
| 日程第 7 | 諮問第 3号 | 人権擁護委員の推薦について |
| 日程第 8 | 請願第 2号 | 350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の
請願書 |
| 日程第 9 | 請願第 3号 | 地域医療と国立宮崎病院の充実を求める請願書 |
| 日程第10 | 請願第 4号 | 地域活性化のために大久保養豚農業協同組合所有地(別紙)の
有効利用を求める請願書 |
| 日程第11 | 請願第 5号 | 免税経由制度の継続を求める請願 |
| 日程第12 | 請願第 6号 | 米価の大暴落に歯止めをかけるための請願 |
| 日程第13 | 発議第 9号 | 「議会改革調査特別委員会」設置に関する決議(案) |
| 日程第14 | 発議第10号 | 子ども手当財源の地方負担に反対する意見書(案) |
| 追加日程第 1 | 発議第11号 | 森林・林業・木材産業施策の積極的な推進を求める意見書(案)
について |
| 追加日程第 2 | 発議第12号 | 350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書(案)
について |
| 追加日程第 3 | 発議第13号 | 地域医療を守り、独立行政法人国立病院機構宮崎病院を充実
する意見書(案)について |
| 追加日程第 4 | 発議第14号 | 免税経由制度の継続を求める意見書(案)について |
| 追加日程第 5 | 発議第15号 | 米価の大暴落に歯止めをかけるための意見書(案)について |
| 日程第15 | | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 |

出席議員(15名)

1番 林田 幸雄 君	2番 徳弘 美津子 君
3番 長野 義勝 君	4番 黒木 則人 君
5番 今井 伸二 君	6番 江藤 和利 君
7番 内藤 逸子 君	8番 竹本 修 君
9番 中村 守 君	10番 米山 知子 君
11番 山下 壽 君	12番 久木野 清人 君
13番 濱本 義則 君	14番 河野 幸夫 君
15番 川越 忠明 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 永友 尚登 君 書記 島岡 武 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	-----内野宮 正英 君	副町長	-----養原 敏朗 君
教育長	-----佐藤 賢一郎 君	会計管理者 ・会計課長	-----佐藤 むつ子 君
総務課長	-----吉田 一二六 君	総合政策課長	-----諸 橋 司 君
農林水産課長	-----押川 義光 君	農村整備課長	-----横尾 剛 君
建設課長	-----村井 俊文 君	上下水道課長	-----河野 秀二 君
農業委員会 事務局長	-----高松 秀樹 君	教育総務課長	-----永友好典 君
生涯学習課長	-----吉田 喜久吉 君	税務課長	-----篠原 浩 君
町民課長	-----佐藤 弘 君	環境対策課長	-----黒木 秀一 君
健康福祉課長	-----米田 正直 君	代表監査委員	-----三角 巖 君

午前9時00分開会

○議長(川越 忠明君) おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。しばらく休憩します。全員、議員控室に移動願います。

午前9時01分休憩

午前10時30分再開

○議長(川越 忠明君) 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第 1 議案第62号「第5次川南町長期総合計画基本構想について」を議題とします。本議案は、長期総合計画審査特別委員会に付託されておりましたので、長期総合計画審査特別委員長の報告を求めます。

○長期総合計画審査特別委員長(河野 幸夫君) 長期総合計画審査特別委員会の報告を行いたいと思います。長期総合計画審査特別委員会に付託されました、議案第62号「第5次川南町長期総合計画基本構想」について、町長はじめ執行部の出席を求め、説明を受け、審査を行いましたその経過と結果について報告いたします。

町の将来像は、「自然と調和した輝くまち新生かわみなみ」を実現するための基本構想である。計画にあたっては、「活かす」「育てる」「安らぐ」を基本理念に掲げ、第1章「豊かな自然と共生する安全・安心なまちづくり」、第2章「地域の特性・資源を活かした輝くまちづくり」、第3章「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」、第4章「生きる力を育む人づくり、まち文化づくり」、第5章「みんなで創るまちづくり」等の説明を受けまして、採決の結果、原案どおり全員賛成で可決であります。以上報告を終わります。

○議長(川越 忠明君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

議案第62号「第5次川南町長期総合計画基本構想について」討論を行います。討論はありますか。「討論なし」と認めます。これで討論を終ります。

これから議案第62号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第62号「第5次川南町長期総合計画基本構想について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 議案第63号「平成22年度川南町一般会計補正予算(第7号)」

日程第 3 議案第64号「平成22年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第2号)」

日程第 4 議案第65号「平成22年度川南町介護保険特別会計補正予算(第3号)」

日程第 5 議案第66号「平成22年度川南町水道事業会計補正予算(第2号)」

以上、4議案を一括議題とします。本、4議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長(山下 壽君) 総務常任委員会の報告を申し上げます。総務常任委員会に付託されました案件につきまして、関係職員の出席を求め説明を受け、慎重に審査を行いました。議案第63号「平成22年度川南町一般会計補正予算(第7号)」中、付託された関係については原案のとおり、全員賛成で可決であります。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ6,324万1千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ71億5,496万6千円とするものでございます。その審査の経過と結果を報告申し上げます。第1表中歳入全部、第1款から第10款の人件費の補正は国の人事院勧告に伴う補正であります。歳出9款1項総務費、2款1項まちづくり交付金事業につきましては原案のとおり全員賛成で可決であります。以上で報告を終わります。

○議長(川越 忠明君) 次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長(徳弘 美津子君) 文教厚生常任委員会に付託されました議案第63号、65号につきまして、関係職員の出席を求め、説明を受け、慎重に審査を行いました。全2議案とも可決であります。その経過と結果につきまして報告いたします。

議案第63号「平成22年度川南町一般会計補正予算(第7号)」については、3款民生費3目、老人福祉費の地域介護・福祉空間整備等施設整備事業は、グループホームさざんか園のスプリンクラ一等の設置費用です。10款教育費、文化財保護費の工事請負費は、川南湿原10号線からの進入舗装工事に伴い、国立病院との境界が決まり、そのための境界ブロックを200メートル工事するものです。以上議案63号について文教厚生常任委員会に付託された案件については、全員賛成で可決であります。

次に、議案第65号「川南町介護保険特別会計補正予算(第3号)」は、歳入・歳出それぞれ140万5千円を追加し、歳入歳出それぞれ12億6,901万2千円とするものです。主な歳出としては、地域自立生活支援事業費の委託料で120万8千円は社会福祉協議会に委託している訪問給食サービス事業で、当初見込みの16,000食より大幅に増える見込みにより、2,500食分を計上するものです。以上賛成多数で可決です。報告を終わります。

○議長(川越 忠明君) 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長(竹本 修君) 産業建設常任委員会に付託となりました、議案第63号、64号、66号について、所管職員の出席を求め、説明を受け、現地調査を行い、質疑審査を慎重に行いました。その経過と結果について報告します。3議案とも全員賛成で可決であります。

議案第63号「平成22年度川南町一般会計補正予算(第7号)」中、産業建設常任委員会に関する事項について、報告します。主な歳出では農林水産業費、農業振興費の補助金806万3千円は、融資主体型補助事業として、8戸の農家にトラクター等の導入に対し補助するものです。更に茶業経営構造改革総合対策事業の439万7千円は、3戸の農家へ防霜ファン40基を2.9ヘクタールに

設置するものでございます。林業振興費の森林整備地域活動支援交付金事業補助金190万7千円は、樹齢45年以下の人工林 190.61ヘクタールの被害調査を児湯広域森林組合がするものでございます。水産振興費の種子島周辺漁業対策事業補助金の97万5千円は、川南町漁業協同組合の直売所に冷凍施設設置に対し補助するものです。道路維持費の460万円は、通浜・北通山線道路舗装改修工事90メートル、幅員2.3～2.5メートルでございますが、その部分と長岡・登り口線道路側溝改修工事122メートルの2カ所でございます。

議案第64号「平成22年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第2号)」の補正予算は歳入歳出それぞれ46万1千円を減額し、歳入歳出の総額を1億3,603万7千円とするものです。主な歳入では使用料の360万円、諸収入の264万円を計上し、一般会計繰入金金を670万1千円減額するものです。歳出は、給与条例改正に伴う人件費等の減額であります。

議案第66号「平成22年度川南町水道事業会計補正予算(第2号)」の補正予算は収益的収入及び支出の支出営業費用33万4千円を減額し、収益的支出の総額3億1,300万円とするものです。次に資本的収入及び支出の支出建設改良費の3,500万円は設備工事として、銀座・大内線の配水管、石綿管の150ミリでございますが、960メートル布設替する費用であります。この線で頻りに漏水修理が発生するために緊急に対処するものでございます。以上で、委員長報告を終わります。

○議長(川越 忠明君) 以上で委員長報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第63号「平成22年度川南町一般会計補正予算(第7号)」について、討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第63号「平成22年度川南町一般会計補正予算(第7号)」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第64号「平成22年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第2号)」について討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第64号「平成22年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第2号)」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第65号「平成22年度川南町介護保険特別会計補正予算(第3号)」について討論を行います。

す。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第65号「平成22年度川南町介護保険特別会計補正予算(第3号)」については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第66号「平成22年度川南町水道事業会計補正予算(第2号)」について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第66号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第66号「平成22年度川南町水道事業会計補正予算(第2号)」については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6 議案第67号「西都児湯広域市町村圏協議会の廃止について」を議題とします。本議案は、総務常任委員会に付託されておりましたので、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長(山下 壽君) 議案第67号「西都児湯広域市町村圏協議会の廃止について」、全員賛成で可決であります。終わります。

○議長(川越 忠明君) 以上で、委員長報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第67号「西都児湯広域市町村圏協議会の廃止について」討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第67号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第67号「西都児湯広域市町村圏協議会の廃止について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7 諮問第3号「人権擁護委員の推薦について」を議題とします。本案は、人事に関する案件でありますから、質疑・討論を省略して、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、質疑・討論を省略して採決します。採決の方法は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。ただ今の出席議員は、14名であります。次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に【林田 幸雄】君及び【徳弘 美津子】君を指名し

ます。投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載して投票をお願いします。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により「反対」とみなします。投票用紙の配布漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。順次投票願います。投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。これから開票を行います。【林田 幸雄】君及び【徳弘 美津子】君、開票の立会いをお願いします。投票の結果を報告します。投票総数14票、そのうち賛成13票、反対1票、以上のとおり、賛成が多数であります。したがって、諮問第3号「人権擁護委員の推薦について」は、これに同意することに決定しました。議場の出入り口を開きます。

日程第 8 請願第 2号 「350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の請願書」について

を議題とします。本請願は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長(徳弘 美津子君) 文教厚生常任委員会に付託されました、請願第2号「350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書(案)」について、全員賛成で採択であります。

○議長(川越 忠明君) 以上で、委員長報告を終ります。ただ今の委員長報告は、「採択」であります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

請願第2号「350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の請願書」について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから請願第2号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、採択することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、請願第2号「350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の請願書」については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第 9 請願第 3号 「地域医療と国立宮崎病院の充実を求める請願書」について
を議題とします。本請願は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長(徳弘 美津子君) 文教厚生常任委員会に付託されました、請願第3号「地域医療を守り、独立行政法人国立病院機構宮崎病院を充実する意見書」については、全員賛成で採択であります。

○議長(川越 忠明君) 以上で委員長報告を終ります。ただ今の委員長報告は、採択であります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。こ

れで質疑を終わります。

請願第3号「地域医療と国立宮崎病院の充実を求める請願書」について、討論を行います。討論はありませんか。

○議員(内藤 逸子君) 請願第3号「地域医療と国立宮崎病院の充実を求める請願」について、賛成の立場から討論いたします。

川南町内に、国立宮崎病院があるということが地域住民にとって安心のよりどころです。私も14日受診しました。待合室での患者さんから、以前はいろんな科があつて安心でした。今日は腰が痛くて整形外科に受診するために来ました。ちゃんと検査して説明してもらつて安心して薬が飲めます。と話しかけられました。年をとるとあちこち痛い所が出て「どこの病院にかかろうか」と考えて県病院へ行こうかとも思いましたか、通院とか入院となるとやはり「近く」です。と言われます。やさしく話を聞いてくれる看護師さんの態度も安心しますとのほめことばにうれしくなりました。川南町にとってはなくてはならない国立病院ではないでしょうか。国立病院機構になり、効率化優先の病院経営で、労働者だけでなく患者サービスにも影響が及んでいます。4月に「事業仕分け」があり、規模の縮小を求められています。川南町民のいのちを守るために、地域医療と国立宮崎病院の充実を求める請願について、議員の皆さんのご賛同をお願いしまして賛成討論といたします。

○議長(川越 忠明君) 他に討論はありませんか。討論なしと認めます。これから請願第3号について採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、採択することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、請願第3号「地域医療と国立宮崎病院の充実を求める請願書」については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第10 請願第 4号 「地域活性化のために大久保養豚農業協同組合所有地の有効利用を
求める請願書」について

を議題とします。本請願は、総務常任委員会に付託されておりましたので、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長(山下 壽君) 請願第4号「地域活性化のために大久保養豚農業協同組合所有地の有効利用を求める請願書」。所有地内に老朽化した建物や、一部民間で使用されていることなど整理をしていただくことや、今後の利用方法の慎重な計画などの意見などをしていただくこの意見を付して、全員賛成で可決であります。

○議長(川越 忠明君) 以上で、委員長報告を終わります。ただ今の委員長報告は、採択であります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

請願第4号「地域活性化のために大久保養豚農業協同組合所有地の有効利用を求める請願書」について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから請願第4号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、採択することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、請願第4号「地域活性化のために大久保養豚農業協同組合所有地の有効利用を求める請願書」については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第11 請願第5号「免税軽油制度の継続を求める請願」についてを議題とします。本請願は、総務常任委員会に付託されておりましたので、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長(山下 壽君) 請願第5号「免税軽油制度の継続を求める請願」についてありますが、全員反対で不採択であります。委員会の審査の内容について報告申し上げます。議員必携の中に委員会に審査についての注意点があるわけですが、その注意点の中に実現の可能性など、厳格な解釈をなさよということの一つ上げてあるわけですが、この免税軽油制度につきましてはですね、道路特定財源の一般財源化をめぐる議論ということで、小泉政権下の平成17年12月の9日にですね、政府与党で合意され、特定財源の見直しに関する基本方針が決められております。その後いろいろと議論を深められまして、20年の8月から9月にかけて地方6団体にその税制改革に向けての要望、意見を求めています。その中で地方枠の確保、暫定税率の維持などが申し上げられております。そういう長年の経緯を踏まえまして、平成21年の法が決定してるわけですが、その中でですね、いろいろと議論されてるわけですが、従来免税とされた経緯については、1次産業や公共目的等に使用されており、課税の検討にあたっては一定の政策的判断が求められ、その経緯等も踏まえた検討が必要であるということからですね、地方税法附則へ移行し、3年間の措置として存続をすると、この3年間の措置が24年の3月31日で切れるわけですが、既に法律は決定をしており、先ほど申し上げました実現可能性があるかということにおきまして考えたときに、非常に法律が決定をしていることから、実現が不可能であるというようなことも踏まえましてですね、それと合わせまして、みなさんご案内のとおり、この道路特定財源につきましては、いろいろと議論をされております。そういうことも踏まえましてですね、委員会としては不採択ということで決定をしております。以上で報告を終わります。

○議長(川越 忠明君) 以上で、委員長報告を終ります。ただ今の委員長報告は、不採択であります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

請願第5号「免税軽油制度の継続を求める請願」について討論を行います。まず、原案に賛成者の発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 請願第5号「免税軽油制度の継続を求める請願」について賛成討論をします。これまでの農家経営のなかで、道路を走らない機械に使う軽油について、軽油取引税(1リットルあたり32円10銭)を免除するというのが、免税軽油制度です。川南町内では農業・漁業のみなさ

んにとっては大きく影響する問題です。2012年の3月末で廃止されようとしています。1リットルあたり32円10銭の免税は大きな問題です。川南漁協のみなさんも「魚を取るのには苦勞しています」「請願をあげて意見書を出して下さい」と言われます。町民の負担を軽くするのが私たち議員の役割です。議員の皆さんのご賛同をお願いしまして、賛成討論といたします。

○議長(川越 忠明君) 次に、原案に反対者の発言を許します。これで討論を終わります。これで討論を終わります。これから請願第5号について、採決します。この採決は、起立によって行います。本請願に対する委員長報告は「不採択」であります。したがって、原案について採決します。

請願第5号「免税軽油制度の継続を求める請願」については、原案のとおり採択することに賛成の方は、起立を願います。起立多数であります。したがって、請願第5号「免税軽油制度の継続を求める請願」については、採択とすることに決定しました。

日程第12 請願第6号「米価の大暴落に歯止めをかけるための請願」についてを議題とします。本請願は、産業建設常任委員会に付託されておりましたので、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長(竹本 修君) 請願第6号「米価の大暴落に歯止めをかけるための請願」。産業建設常任委員会に付託となりました請願第6号「米価の大暴落に歯止めをかけるための請願」について審査を慎重に行いました。その結果について報告します。平成22年産米の米価においては、一等米(30キログラム)でも6千円を切り、さらに米農家の所得減少を踏まえて、国民への主食の安定供給を図るよう政府に求めるものであることから全員賛成で採択であります。以上で報告を終わります。

○議長(川越 忠明君) 以上で、委員長報告を終ります。ただ今の委員長報告は、採択であります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

請願第6号「米価の大暴落に歯止めをかけるための請願」について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第6号について、採決します。お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、採択することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、請願第6号「米価の大暴落に歯止めをかけるための請願」については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第13 発議第9号「議会改革調査特別委員会」設置に関する決議(案)についてを議題とします。朗読は省略します。提出者からの趣旨説明を求めます。

○議員(山下 壽君) 発議第9号「議会改革調査特別委員会」設置に関する決議について、提案理由の説明を申し上げます。本町議会では、議会本来の機能に立ち返り、民主主義の場として議会にしかできない役割を積極的に果たせるよう、今回この特別委員会の設置を提案するものです。

民意は多様で、状況も動けば課題も変わります。この民意を代表する複数の議員で構成する議会の存在意義や、公開の場において相応の時間をかけて議論を重ね結論を出すことにより、広く住民に問題点を明らかにし、住民の関心を喚起し、その理解と参加を促していくよう取り組んでいきたいと考えております。以上のお通りであります。各議員の賛同を得てご決定いただきますようお願いいたします。終わります。

○議長(川越 忠明君) 以上で趣旨説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案は、委員会付託を省略して、直ちに討論・採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。発議第9号「議会改革調査特別委員会」設置に関する決議(案)について、討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第9号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のお通り決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第9号「議会改革調査特別委員会」設置に関する決議(案)については、原案のお通り可決されました。したがって、14人の委員で構成する議会改革調査特別委員会を設置することに決定しました。特別委員会において、委員長及び副委員長の互選を行います。

しばらく休憩します。

午前11時16分休憩

午前11時17分再開

○議長(川越 忠明君) 会議を再開します。ただ今、特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告します。「議会改革調査特別委員会」の委員長に【河野 幸夫】君、同副委員長に【山下 壽】君が互選されました。

日程第14 発議第10号「子ども手当財源の地方負担に反対する意見書(案)」についてを議題とします。朗読は省略します。提出者からの趣旨説明を求めます。

○議員(徳弘 美津子君) 発議第10号「子ども手当財源の地方負担に反対する意見書(案)について」その提案理由の説明を行います。なお、お手元に配布しております意見書(案)を朗読して提案理由の説明といたします。

子ども手当財源の地方負担に反対する意見書(案)

政府は政権発足以来、子ども手当は全額国庫負担で実施するという方針をこれまで繰り返し表明

してきた。地方負担を前提とした平成22年度の子ども手当と児童手当を併給する方式はあくまで暫定措置であり、原口一博・前総務大臣も国会答弁等において、地方負担を平成23年度以降は継続しないことを明確にしていたところである。

しかしながら、政府は、平成23年度以降の子ども手当の財源について、国の財源不足を理由に、地方負担を継続することなどを前提に議論を進めている。

子育て支援は、地域の実情に応じて、地方自治体が創意工夫を発揮することができる分野を地方が担い、子ども手当のような全国一律の現金給付については国が担当し、全額を負担すべきである。これらのことを含め、平成23年度以降の子ども手当の本格的な制度設計に当たって、地方と十分な協議もないまま一方的に地方負担が継続されることは、地方軽視であり、到底容認することはできない。

よって、子育て支援の国と地方の役割を早急に明確化し、平成23年度以降の子ども手当については、現行の地方負担を廃止し、全額国庫負担で行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月15日

宮崎県川南町議会

以上のとおりでありますので、各議員の賛同を得てご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長(川越 忠明君) 以上で、趣旨説明を終わります。これから、質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案は、委員会付託を省略して、直ちに討論・採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

これから、発議第10号「子ども手当財源の地方負担に反対する意見書(案)について」討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第10号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第10号「子ども手当財源の地方負担に反対する意見書(案)について」は原案のとおり可決されました。お諮りします。ただ今可決されました「意見書」の取り扱いについては、議長一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって意見書の取り扱いについては、議長一任することに決定しました。

しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時21分休憩

午前11時31分再開

○議長(川越 忠明君) 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

ここで、日程についてお諮りします。ただいま、徳弘美津子議員ほか2名から、

発議案第12号「三百五十万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書(案)について」

発議案第13号「地域医療を守り、独立行政法人国立病院機構宮崎病院を充実する意見書(案)について」の2件、竹本 修議員ほか2名から、

発議案第11号「森林・林業・木材産業施設の積極的な推進を求める意見書(案)について」

発議案第14号「免税軽油制度の継続を求める意見書(案)について」

発議案第15号「米価の大暴落に歯止めをかけるための意見書(案)について」

の3件が提出されました。これを日程に追加し、順序を変更して追加日程として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第11号から発議第15号までの5件を日程に追加し、順序を変更して議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発議第11号「森林・林業・木材産業施設の積極的な推進を求める意見書(案)について」

を議題とします。朗読は省略します。提出者からの趣旨説明を求めます。

○議員(竹本 修君) 発議第11号「森林・林業・木材産業施設の積極的な推進を求める意見書(案)について」その提案理由の説明を行います。なお、お手元に配布しております意見書(案)を朗読して、提案理由の説明といたします。

森林・林業・木材産業施策の積極的な推進を求める意見言(案)

森林・林業・木材産業は、国土・環境の保全、水源の涵養、さらには中山間地域の振興など多面的な機能を有しており、その振興を図ることは極めて重要な課題となっている。

さらに、地球温暖化防止が深刻な環境問題となる中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材には強い期待が寄せられている。

しかしながら、長引く景気低迷から依然として木材価格は低迷し続け、さらに近年では野生鳥獣による被害が深刻化するなど、森林・林業・木材産業を取り巻く環境は一段と厳しい状況に陥っている。

特に本県においては、現在、口蹄疫からの再生・復興に全力で取り組んでいるところであるが、森

林・林業・木材産業を含むすべての産業において極めて深刻な影響を受けたところである。

木質バイオマスの利用や公共建築物への国産材利用など新たな取組も広がりを見せる中で、国においては、今後、さらなる林業・木材産業の活性化に向けて、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 木材自給率50%達成に向け、住宅エコポイントに関して、付与の要件を国産材に限定するとともに木材関連項目の拡充を行うこと。また、公共建築物等における国産材利用のさらなる促進及び木質バイオマスの利用・開発を推進すること。
- 2 近年の集中豪雨の多発による甚大な山地災害の発生状況を踏まえ、緑のダムとしての機能を有する森林の再生を通じ、安心・安全の確保に向けた治山対策を推進すること。また、持続可能な森林経営の確立に向け、担い手の育成・確保対策を強化すること。
- 3 年々増大するシカ・サル・イノシシなどの野生鳥獣からの被害を深刻に受け止め、被木的な被害対策を推進すること。
- 4 国土の安全及び我が国の安全保障の観点から、外国資本等による森林・土地の売買の規制や適切な管理体制を構築するための法整備など対策の強化を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月15日

宮崎県川南町議会

以上のとおりでありますので、各議員の賛同を得てご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長(川越 忠明君) 以上で、趣旨説明を終わります。これから、質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、発議第11号「森林・林業・木材産業施設の積極的な推進を求める意見書(案)」について、討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第11号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第11号「森林・林業・木材産業施設の積極的な推進を求める意見書(案)」については原案のとおり可決されました。お諮りします。ただ今可決されました意見書の取り扱いについては、議長一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって意見書の取り扱いについては、議長一任することに決定しました。ここで、議会事務局から発言を求められておりますので、これを許します。

○議会事務局長(永友 尚登君) 大変申し訳ありません、お手元にあります発議の方なのですが、次の2件、最後のですね、宮崎県川南町議会議となっておりますが、川南町議会の誤りであります。2件続けてありますが、大変申し訳ありません。訂正して提案ということでもよろしくお願ひいたしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長(川越 忠明君)

追加日程第2 発議第12号「350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書(案)について」

を議題とします。朗読は省略します。提出者からの趣旨説明を求めます。

○議員(徳弘 美津子君) 発議第12号「350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書(案)について」、その提案理由の説明を行います。なお、お手元に配布してあります意見書(案)を朗読して提案理由の説明といたします。

350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書(案)

わが国にはB型・C型肝炎感染者・患者が350万人もおり、その大半は血液製剤の投与、輸血、集団予防接種における針・筒の使い回しなどの医療行為による感染、国の責任による医原病とされる。ウイルス性肝炎は慢性肝炎から高い確率で肝硬変・肝臓がんに進行し、命が危険となる重大な病気である。肝炎患者の大半はインターフェロン治療の助成以外は何の救済策もないままであり、病気の進行、高い治療費負担、生活困難にあえぎ、毎日120人ほどの患者が命を奪われている。感染に気付かず、治療しないまま肝炎が進行している人も少なくない。

肝炎患者のうち、フィブリノゲンなど特定血液製剤を投与して感染したことが、カルテなどで証明できた薬害C型肝炎被害者にのみ、裁判手続きを経て国が給付金を支払う、「薬害肝炎救済特別措置法(以下「救済特措法」)」が平成20年1月に制定された。

しかし、C型肝炎患者の多くは、感染してから長い年月を経て発症するので、気付いた時にはカルテの保存義務の5年が過ぎており、ほとんどの患者はカルテ等による血液製剤投与の証明が難しく、救済特措法による対象から除外されている。救済特措法制定の際の衆参両議院の付帯決議にあるように、①手術記録、母子手帳等の書面、②医師等の投与事実の証明、③本人・家族等による証言によって、特定血液製剤による感染の可能性のある患者は薬害肝炎被害者として認め、特措法を適用し広く救済する枠組みにしなければ救済されない。

また集団予防接種の際の注射器の連続使用によってB型肝炎感染被害を出した予防接種禍事件では、最終の司法判断が下され、国の責任が確定しているにもかかわらず、今なお係争が続いてお

り、B型肝炎患者救済のために早期の解決が求められている。

以上のようなB型・C型肝炎感染の経緯をふまえて、国内最大の感染症被害をもたらしたことに對する国の責任が明記され、すべての肝炎患者を救済することを国の責務と定めた「肝炎対策基本法」が、平成21年11月に制定された。患者救済の根拠となる「基本法」はできたが、国の肝炎対策基本指針の策定、必要な個別法の制定、予算措置がなければ患者の救済は進まない。よって、国会及び政府におかれては、これらの患者を救済するため、下記の事項について速やかに必要な措置を行うよう強く要望する。

記

- 1、肝炎対策基本法をもとに、患者救済に必要な法整備、予算化をすすめ、全患者の救済策を実行すること。
- 2、「救済特措法」による救済の枠組みを広げ、カルテ以外の記録、医師らの証明、患者・遺族の記憶・証言などをもとに特定血液製剤使用可能性のあるC型肝炎患者を救済すること。
- 3、集団予防接種が原因とされるB型肝炎患者の救済策を講じること。
- 4、肝庇護薬、検査費用、通院費への助成をはじめ、肝炎治療費への支援、生活保障を行うこと。基本法が定めた肝硬変・肝がん患者への支援策をすすめること。
- 5、ウイルス性肝炎の治療体制・治療環境の整備、治療薬・治療法の開発促進、治験の迅速化などをはかること。
- 6、医原病であるウイルス性肝炎の発症者・死亡者に一時金、もしくは健康管理手当などを支給する法制度を確立すること。
- 7、肝炎ウイルスの未検査者、ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し、早期発見・早期治療につなげる施策を講じるとともに、ウイルス性肝炎への偏見差別の解消、薬害の根絶をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月15日

宮崎県川南町議会

以上のおおりでありますので、各議員の賛同を得てご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長(川越 忠明君) 以上で、趣旨説明を終ります。これから、質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、発議第12号「350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書(案)について」について討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから発議第12号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第12号「350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書(案)について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただ今可決されました意見書の取り扱いについては、議長一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって意見書の取り扱いについては、議長一任することに決定しました。

追加日程第3 発議第13号 「地域医療を守り、独立行政法人国立病院機構宮崎病院を充実する意見書(案)について」

を議題とします。朗読は省略します。提出者からの趣旨説明を求めます。

○議員(徳弘 美津子君) 発議第13号「地域医療を守り、独立行政法人国立病院機構宮崎病院を充実する意見書(案)について」、その提案理由の説明を行います。なお、お手元に配布してあります意見書(案)を朗読して提案理由の説明いたします。

地域医療を守り、独立行政法人国立病院機構宮崎病院を充実する意見書(案)

医師・看護師不足や公的病院の縮小・閉鎖によって、救急患者の受け入れ先がない等、地域医療が崩壊しかねない実態が全国で生じています。特に宮崎県は研修医希望者が過去最低の30人で慢性的な医師不足はなかなか解消されず、都市間の地域格差が広がっています。

国立病院はがん・循環器などの高度医療や研究とともに、重症心身障害、筋ジストロフィー、結核・感染症、精神医療、災害医療、へき地医療など、民間では困難な分野を担い、地域においても重要な役割を果たしています。しかし、政府は「独立行政法人の原則廃止」を掲げ、4月に行われた「事業仕分け」では、国立病院に対して非効率病床の削減など、更なる経営合理化を求める意見が出され、「事業規模の縮小、他の公的病院も含めた再編成の検討など」のとりまとめがされました。また人件費や運営交付金の一律削減がなされ病院運営にも支障をきたしています。国民の立場で無駄遣いを是正する事は必要ですが、いのちや暮らしに関わる部門は最優先されるべきものです。

国立宮崎病院においても医師不足は深刻で、一般病棟は10月から集約され、60床の一個病棟となりました。一般病棟では内分泌(特に糖尿病)、整形外科において西都・児湯地区でも重要な役割をしめています。整形外科で手術を受ける患者さんは高齢者も多く、複数の病気を持っている方もいて循環器や呼吸器・消化器の医師も必要です。

重症心身障害病棟は県北の拠点病院で、呼吸器や持続的に吸引が必要などリスクの高い患者を県内全域から受け入れ、入院されている120名の患者さんは家庭での介護や社会復帰が困難な方

ばかりです。患者さんの高齢化、重症化もすすみ呼吸器装着者6名・経管栄養者 19名と増えてきています。高齢により呼吸障害や嚥下障害をおこす患者さんも増え、気管切開や経管栄養が必要になってきています。現在は診療援助で見えている消化器内科医と小児科医とで内視鏡下での胃瘻増設術は行われていますが、外科医がいない為、外科的な処置や気管切開・開腹術が必要な時は県病院などに転院してもらい現状で家族の負担も大きなものです。呼吸障害の患者さんが増えると呼吸器専門の医師も必要です。また、在宅障害児の支援にも努め、B型通園事業や短期入院(定数6床)も行っています。

重症心身障害病棟も再来年には、病棟建替を機に60床の二個病棟に集約される予定です。病床数は減りませんが、スタッフの動線が長く、死角になるところが増え、患者さんへの影響が心配されます。そのためには、夜勤人員の大幅増員、呼吸器管理のため臨床工学士なども必要です。

記

- 1、国立宮崎病院を総人件費一律削減の対象から除外し、医師・看護師はじめ必要人員を確保してください。
- 2、国立宮崎病院を縮小・廃止、民営化することなく、診療機能の充実強化を図ってください。
- 3、国立宮崎病院を運営交付金の一律削減の対象から除外し、必要な予算を確保してください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月15日

宮崎県川南町議会

以上のとおりでありますので、各議員の賛同を得てご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長(川越 忠明君) 以上で、趣旨説明を終わります。これから、質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、発議第13号「地域医療を守り、独立行政法人国立病院機構宮崎病院を充実する意見書(案)について」討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第13号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第13号「地域医療を守り、独立行政法人国立病院機構宮

崎病院を充実する意見書(案)について」は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただ今可決されました意見書の取り扱いについては、議長一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって意見書の取り扱いについては、議長一任することに決定しました。

追加日程第4 発議第14号「免税軽油制度の継続を求める意見書(案)について」

を議題とします。朗読は省略します。提出者からの趣旨説明を求めます。

○議員(竹本 修君) 発議第14号「免税軽油制度の継続を求める意見書(案)について」その提案理由の説明を行います。なお、お手元に配布しております意見書(案)を朗読して提案理由の説明といたします。

免税軽油制度の継続を求める意見書(案)

これまで農家の経営に貢献してきた免税軽油制度が、地方税法の改正によって、このままでは2012年(平成24年)3月末で廃止される状況にあります。

免税軽油とは、道路を走らない機械に使う軽油については軽油引取税(1リットルあたり32円10銭)を免税するという制度で、農業用の機械(耕運機、トラクター、コンバイン、栽培管理用機械、畜産用機械など)や船舶、倉庫で使うフォークリフト、重機など、道路を使用しない機械燃料の軽油は、申請すれば免税が認められてきました。

免税軽油制度がなくなれば、いまでさえ困難な農業経営への負担は避けられず、軽油を大量に使う畜産農家や野菜・園芸農家をはじめ、農業経営への影響は深刻です。制度の継続は、地域農業の振興と食糧自給率を向上させる観点からも有効であり、その継続が強く望まれています。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成22年12月15日

宮崎県川南町議会

以上のとおりでありますので、各議員の賛同を得てご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長(川越 忠明君) 以上で、趣旨説明を終ります。これから、質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

これから、発議第14号「免税軽油制度の継続を求める意見書(案)について」討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから発議第14号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第14号「免税軽油制度の継続を求める意見書(案)について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただ今可決されました「意見書」の取り扱いについては、議長一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって意見書の取り扱いについては、議長一任することに決定しました。

追加日程第5 発議第15号「米価の大暴落に歯止めをかけるための意見書(案)について」を議題とします。朗読は省略します。提出者からの趣旨説明を求めます。

○議員(竹本 修君) 発議第15号「米価の大暴落に歯止めをかけるための意見書(案)について」その提案理由の説明を行います。なお、お手元に配布しております意見書(案)を朗読して提案理由の説明といたします。

米価の大暴落に歯止めをかけるための意見書(案)

農水省は、米戸別所得補償モデル事業によって米の需給は均衡し、米価は安定するとしてきましたが、相対価格は下落を続け、22年産の9月の相対価格は前年を14%、2,000円も下落する事態に至っています。

各地のJAが示した概算金は1万円程度、中には7千円台という驚くべき水準で、農家に衝撃を与えています。いま農村では、農家があまりにも安い米価に失望し、無策で冷淡な政府の姿勢に憤りを募らせています。こうした事態を生み出した最大の原因は、戸別所得補償を口実に「価格対策はとらない」と公言してきた政府の姿勢にあることは明らかです。

この数年来、生産費を大幅に下回る米価が続いている中で、生産者の努力は限界を超えており、かつて経験したことのない米価の下落が、日本農業の大黒柱である稲作存続の土台を破壊し、それはまた国民への主食の安定供給を困難にし、政府が進める米戸別所得補償モデル事業さえも台なしにするものと考えます。

私たちは、米の需給を引き締めて価格を安定・回復させるためには、政府が年産にかかわらず、過剰米を40万トン程度、緊急に買い入れることが最も効果的であると考えます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成22年12月15日

宮崎県川南町議会

以上のとおりでありますので、各議員の賛同を得てご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長(川越 忠明君) 以上で、趣旨説明を終わります。これから、質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、発議第15号「米価の大暴落に歯止めをかけるための意見書(案)について」討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第15号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第15号「米価の大暴落に歯止めをかけるための意見書(案)について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただ今可決されました「意見書」の取り扱いについては、議長一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって意見書の取り扱いについては、議長一任することに決定しました。

日程第15 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」

を議題とします。議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

お諮りします。来る1月25日、本町において、児湯郡(市)町村議会議員研修会、同月27日高原町において時局講演会が開催されますので議員全員出席したいと思います。なお、この研修会及び講演会については、別紙のとおり議員派遣扱いとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。これで、平成22年第9回川南町議会定例会を閉会します。おつかれさまでした。

午後0時03分閉会
